

やまなし県産材利用CO₂貯蔵建築物認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県産材（以下「県産材」という。）を利用する住宅以外の建築物に対して、木造化又は木質化によるCO₂貯蔵効果や地域産業への貢献度を評価し、認定する「やまなし県産材利用CO₂貯蔵建築物認定制度」（以下「認定制度」という。）の実施に当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「県産材」とは、山梨県産材認証センターが行う山梨県産材認証制度により生産地及び合法性が証明された木材をいう。
- (2)「非住宅建築物」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅以外の建築物をいう。ただし、次に掲げるものを含む。
 - ア) 共同住宅、長屋その他これらに類する建築物
 - イ) 専用住宅として整備された建築物であつて、新築時からの増築若しくは改築、又は用途の変更等により、その一部が事務所、店舗、園舎、医療施設、福祉施設その他これらに類する用途に供される場合には、当該用途に供される部分
- (3)「施主」とは、自らが居住する目的以外のために、山梨県内外において、県産材を利用して建築物を新築、増築又は改築する法人又は、一定の規約を有し、代表者が定められている団体をいう。ただし、国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関若しくは独立行政法人等及び個人事業主は含まない。
- (4)「木造化」とは、建築物を新築、増築又は改築するに当たり、土台、柱、梁、桁及び羽柄材等の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）を構成する構造材に木材を利用することをいう。ただし、次号に定める木質化を併せて行う場合にあっては、これを含む。
- (5)「木質化」とは、建築物の床、壁及び天井等の内装又は外壁及び屋根等の外装を構成する非構造部材である内外装材に木材を利用することをいう（木造化に該当するものを除く。）。
- (6)「CO₂貯蔵量」とは、建築物に利用された県産材に貯蔵されている炭素の量を二酸化炭素の量に換算した量をいう。

(認定の対象及び要件)

第3条 認定の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する非住宅建築物とする。

- (1) 施主が県産材を利用して木造化又は木質化を行う建築物であること。
 - (2) 令和8年4月1日以降に着工する建築物であること。
- 2 認定の要件は、前項に定める認定の対象となる建築物が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に該当することとする。
- (1) 木造化の場合 構造材及び内外装材への県産材の利用量が10m³以上であること
 - (2) 木質化の場合 内外装材への県産材の利用量が20m²以上であること

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする施主（以下「申請者」という。）は、やまなし県産材利用CO₂貯蔵建築物認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める期限までに知事に提出するものとする。

(認定)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、第3条の適否について審査を行う。

2 知事は、審査の結果、第3条の条件に適合していると認められる建築物について、別紙「1 CO₂貯蔵量の算定方法」により、対象建築物の県産材利用によるCO₂貯蔵量を算定し、認定建築物（以下「認定建築物」という。）として認定する。

(地域産業への貢献度評価)

第6条 知事は、認定建築物について、別紙「2 地域産業への貢献度評価」に定める項目で点数化し、別紙「3 評価ランク」に定める点数区分に応じてランクを付す。

(認定書及び認定証の発行)

第7条 知事は、申請者に対し、認定建築物としてやまなし県産材利用CO₂貯蔵建築物認定書（様式第2号）（以下「認定書」という。）を交付する。

2 知事は、前項で交付した認定書とは別に認定内容等を記載した認定証を作成し、これを交付することができる。

(認定書及び認定証の取扱い)

第8条 認定を受けた施主は、認定書及び認定証（以下「認定書等」という。）に記載された内容を、社会貢献活動の実績として広報活動等に用いることができる。

2 認定書等は、県が独自の方法により評価し、認定するものであり、国又は他の地方公共団体等が実施する他の制度と直接の関係を有するものではない。

3 認定を受けた施主は、認定書等を第三者に販売し、又は譲渡することはできない。

(認定の効力)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、認定の効力は失効するものとする。この場合において、交付済みの認定書等は知事に返還しなければならない。

(1) 増築又は改築、用途の変更、除却その他の事由により、認定建築物が第3条第2項に定める要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定を受けた施主が、認定書等を不正に利用し、他に損害等を与えたとき。

(公表)

第10条 知事は、認定制度及び認定に係る状況等について、施主が承諾する範囲において、県のホームページ等で公表するものとする。

(認定を受けた施主の責務)

第 1 1 条 認定を受けた施主は、当該認定建築物等について問題が生じたときは、自らの責任においてこれを処理しなければならない。

(所掌)

第 1 2 条 この要領に関する事務は、山梨県森林環境部林業振興課において所掌する。

(認定等の事務)

第 1 3 条 知事は、認定制度に関する事務の一部を、適当と認められる団体等に委託することができる。

2 前項の規定により事務を委託する場合において、知事は、当該事務の遂行に必要な範囲で、申請者又は認定建築物に関する情報（個人情報を含む。）を当該委託先に提供することができる。

3 申請者は、前項の規定による情報の提供について、申請書の提出をもってあらかじめ承諾したものとみなす。

4 委託を受けた団体等は、当該事務に関して知り得た個人情報を、当該事務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(その他)

第 1 4 条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定めるところによる。

附 則

1 この要領は、令和 8 年 6 月 1 2 日より適用する。

別紙（第5条及び第6条関係）

1 CO₂貯蔵量の算定方法

この算定方法は、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準じて、表1に定める。なお、最新の情報等に基づき、必要に応じて変更することがある。

表1 県産材利用によるCO₂貯蔵量

県産材利用によるCO₂貯蔵量（t-CO₂）

=建築物に利用した県産材の量(m³)×木材の密度(t/m³)^{※1}×木材の炭素含有率^{※2}×(44/12)^{※3}

=建築物に利用した県産材の量(m³)×木材換算係数(t-CO₂/m³)^{※4}

※1 木材の密度は、気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比

※2 木材の炭素含有率は、木材の全乾状態の質量における炭素含有率

※3 44/12は、炭素量を二酸化炭素量へ換算する係数

※4 木材換算係数（木材の密度×木材の炭素含有率×（44/12））の値は、表1-1又は表1-2を参照

※5 表1-1及び表1-2に掲げる樹種又は製品に該当しない木材等については、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」に基づき、当該樹種等に対応する木材の密度、炭素含有率その他必要な係数を用いて算定するものとする。

表1-1 製材・集成材・CLT等の木材換算係数（木材の1m³当たりのCO₂固定量）

区分	樹種	木材の密度 ①	炭素含有率 ②	木材換算係数 ①×②×44/12
製材・集成材・CLT等	スギ	0.331	0.5	0.606 t-CO ₂ /m ³
	ヒノキ	0.383		0.701 t-CO ₂ /m ³
	アカマツ	0.452		0.829 t-CO ₂ /m ³
	カラマツ	0.435		0.797 t-CO ₂ /m ³
	クリ	0.522		0.957 t-CO ₂ /m ³
	ブナ	0.566		1.036 t-CO ₂ /m ³
	イタヤカエデ	0.566		1.036 t-CO ₂ /m ³
	ケヤキ	0.600		1.101 t-CO ₂ /m ³
	ミズナラ	0.592		1.084 t-CO ₂ /m ³
	コナラ	0.687		1.260 t-CO ₂ /m ³
	シラカシ	0.722		1.323 t-CO ₂ /m ³
	クヌギ	0.731		1.339 t-CO ₂ /m ³

表1-2 その他製品

区分	木材の密度 ①	炭素含有率 ②	木材換算係数 ①×②×44/12
木質ボード（パーティクルボード）	0.596	0.451	0.985 t-CO ₂ /m ³
木質ボード（硬質繊維板）	0.788	0.425	1.227 t-CO ₂ /m ³
木質ボード（中質繊維板）	0.691	0.427	1.081 t-CO ₂ /m ³
木質ボード（軟質繊維板）	0.159	0.474	0.276 t-CO ₂ /m ³
合板区分（合板・LVL等）	0.542	0.493	0.972 t-CO ₂ /m ³

2 地域産業への貢献度評価

地域産業への貢献度について、表 2 に定める「県産材の利用量」、「建築基準法に規定する耐火建築物の該当性」、「木材利用促進協定の締結状況」、「県内木材加工の状況」及び「県産木製什器類の設置状況」の評価項目で点数化する。

表 2 評価項目

評価項目		評価内容	評価点	評価内容	評価点	評価内容	評価点
県産材 利用量	木造化	20 m ³ 以上 30 m ³ 未満	5 点	30 m ³ 以上 40 m ³ 未満	1 0 点	40 m ³ 以上	1 5 点
	木質化 (※1)	0.001 m ³ / m ² 以上	1 0 点	0.002 m ³ / m ² 以上	1 5 点	0.006 m ³ / m ² 以上	2 0 点
建築基準法に規定する耐火建築物の該当性（「木造化」の場合のみ評価）		準耐火建築物 （法第 2 条第 9 号の 3）	5 点	耐火建築物 （法第 2 条第 9 号の 2）	1 0 点		
建築物木材利用促進協定の締結状況		当該建築物のみ協定	5 点	他建築物を含む（施主との）協定	1 0 点		
県内木材加工の状況		県内加工された県産材のみ利用	1 0 点				
県産木製什器類の設置状況（※2）		あり	5 点				

※1 延床面積あたり県産材利用量 = 県産材利用量 / 延床面積

※2 県産木製什器類については、山梨県内で生産された木材を使用していることが確認できるもののみを評価対象とする。

3 評価ランク

CO₂貯蔵効果や地域産業への貢献度評価は、評価点の合計値（最大 50 点）に応じて、表 4 に定める区分によりランクを付す。

表 3 評価ランク

ランク区分	★	★★	★★★
評価点合計	10 点未満	10 点以上 25 点未満	25 点以上

山梨県知事 殿

やまなし県産材利用CO₂貯蔵建築物認定申請書

申請者 名 称
代表者氏名 印

やまなし県産材利用CO₂貯蔵建築物認定実施要領第 4 条の規定により、次のとおり認定を申請します。

申請者情報	現住所				
	電話番号				
	メールアドレス				
	担当者部署			担当者名	
建築物の概要	建築物の名称				
	建築場所				
	用 途		記載例：事務所、店舗、園舎、医療施設、福祉施設ほか		
	構 造		造 階	延床面積	m ²
	完成予定年月日		令和 年 月 日	県産材利用部分 施工完了日	令和 年 月 日
	県産材 利用量 (種別)	木造化 (木質化併用)	材積 m ³ ① ※ 10m ³ 以上であること (木質化併用の場合は②の加算可能) (木材総利用量： m ³)		
		木質化	面積 m ² ※ 20m ² 以上であること 材積 m ³ ② (面積×厚さ) ※面積・材積の両方を記載すること (木材総利用量： m ³)		
	県内木材加工の状況		☐ 県内加工された県産材のみ利用		
	建築基準法に規定する 耐火建築物の該当性		☐ 耐火建築物（法第 2 条第 9 号の 2） ☐ 準耐火建築物（法第 2 条第 9 号の 3）		
	建築物木材利用促進協 定の締結状況		協定名		
			協定相手		
	木製什器類の設置状況		記載例：応接セット（テーブル、椅子）一式、本棚		
設計者		会社名			
施工者		会社名			

※ 該当しない場合は「－」を記入してください。

○添付書類（提出前に ☐ にチェックを入れてください。）

種 別	項 目	チェック
木造化	① 木びろい表（別記様式） 利用木材計算書又は当該計算書と同様な内容を記載した資料	☐
	② 山梨県産材使用認証書の写し（山梨県産材認証センター発行）	☐
	③ 建築確認済証又は建築工事届の写し	☐
	④ 建築物位置が分かる図面	☐
	⑤ 平面図、立面図等建築物の木造化の内容が分かる図面	☐
	⑥ 県産材利用がわかる建築物の写真	☐
木質化	① 木びろい表（別記様式） 利用木材計算書又は当該計算書と同様な内容を記載した資料	☐
	② 山梨県産材使用認証書の写し（山梨県産材認証センター発行）	☐
	③ 建築確認済証又は建築工事届の写し	☐
	④ 建築物位置が分かる図面	☐
	⑤ 平面図、立面図等建築物の木質化の内容が分かる図面	☐
	⑥ 県産材利用箇所の写真	☐

○県ホームページでの公表について（☐ にチェックを入れてください。）

☐ 全て公表

☐ 全て非公表

☐ 「○」をつけた項目のみ公表 → 「公表の可否」に「○」「×」を記入

区分	項目（公表内容）	公表の可否
申請者情報	名称	
	代表者の氏名	
	現住所（市町村単位）	
建築物の概要	建築物の名称	
	建築場所（市町村単位）	
	用途	
	構造	
	延床面積	
	完成（予定）年月日	
	県産材利用量	
	県内木材加工の状況	
	建築基準法に規定する耐火建築物の該当性	
	建築物木材利用促進協定の締結状況（協定名）	
	木製什器類の設置状況	
設計者（会社名）		
施工者（会社名）		
建築物の写真（建築物の外観、室内）		

別記様式 木びろい表

	部材 名称	樹種	長さ (m)	断面寸法		単材積 (m ³)	本 (枚) 数	木材総 利用量 (m ³)	県産材 利用量 (m ³)
				厚 (mm)	幅 (mm)				
構 造 材									
小 計									
内 外 装 材									
小 計									
合 計									

(様式第 2 号)

やまなし県産材利用CO₂貯蔵建築物認定書

(名 称)

(代表者氏名) 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあったやまなし県産材利用CO₂貯蔵建築物認定について、実施要領第5条の規定により、次のとおり認定します。

評価ランク ★ ★ ★

CO₂貯蔵量

t -CO₂

やまなし県産材利用CO₂貯蔵建築物の概要

認定建築物の名称	〇〇〇		
種 別	木造化		
建築場所	建築場所		
構 造・延床面積	造 階	延床面積	m ²
県産材利用量（・県内加工の状況）	県産材利用量	m ³ （・県内加工県産材のみ利用）	
総利用木材CO ₂ 貯蔵量		t -CO ₂	
木材総利用量	木材総利用量	m ³	
（建築基準法に規定する耐火建築物）	建築基準法に規定する耐火建築物		
	（ ）書きについて記載内容がない項目は非表示。		
（建築物木材利用促進協定）	〇〇〇に関する木材利用促進協定に基づく		
（木製什器類の設置）	県産材テーブル一式		
施工者	施工者 株式会社 〇〇〇		

令和 年 月 日

山梨県知事 〇〇 〇〇 印